

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 キヤビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009年 5 月号 (Vol. 81)

法人税が戻る！ 欠損金の繰戻還付について

平成 21 年の税制改正により、平成 21 年 2 月決算法人から、欠損金の繰戻しによる法人税の還付ができるようになりました。これは、欠損金が生じた年度において、その欠損金を前年の利益と相殺して、**すでに納付済みの法人税額を還付してもらうよう請求することができる制度**です（対象となるのは、資本金 1 億円以下の中小法人などに限ります）。

この制度を受けるためには、欠損が出た事業年度の申告書を期限内に提出し、かつ、その提出と同時に、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を添付する必要があります（国税庁 HP にも書式が掲載されています）。

翌年度以降 7 年間にわたって欠損金を繰り越すことができる「欠損金の繰越控除制度」もなくなったわけではありませんので、新制度との選択になります。ただ、これまでの繰越控除と違い、すでに納付した税金が戻ってくるため、還付を受けた方が資金繰りの面でも有利ではないかと思えます。たとえば、前期 500 万円の黒字だった法人が、経営悪化などで当期 200 万円の赤字に陥った場合、当期の赤字にあたる部分の法人税還付を受けることができるのです。

平成 20 年 3 月決算	平成 21 年 3 月決算
黒字（法人所得） 500 万円	赤字（法人所得） $\Delta 200$ 万円
↓	↓
法人税納付済み 110 万円 (500 万円 \times 法人税率 22%)	法人税還付 $\Delta 44$ 万円 (前期納付額 110 万円 \times 200 万円 / 500 万円)

マメ知識：もともと法人税法第 80 条では青色申告法人に欠損金の繰戻しによる還付を認めていますが、平成 4 年の税制改正で、法人税の増収を図るためとして「欠損金の繰戻しによる還付の不適用」の特例（措置法 66 条）が設けられ、これがずっと続いていましたが、昨今の経済状況の悪化から中小法人に限り今年の税制改正で復活することとなりました。

～経済危機対策について～

政府与党が 4 月 10 日に決定した「経済危機対策」の税金に関する主な骨子は次のとおりです。4 月 27 日国会に提出される見込みで、法案成立が待たれます。

- ◆ 直系尊属（親・祖父母を想定）から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税枠を 500 万円とする。
- ◆ 交際費の損金不算入額については、資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額を平成 21 年 4 月 1 日以後終了する年度から（4 月決算法人を想定）、600 万円に引き上げる（現行 400 万円）。

URL : <http://www.futaba-tax.co.jp>

